

むつ市消費生活センターからのおしらせ

■ 消費生活センターとは

消費者と事業者との間に生じた 商品やサービスに関する苦情などについて 相談を受け付け、情報提供、専門機関の紹介、助言、あっせん交渉などを行います。

◎ 相談方法：窓口への来所相談、電話相談

いずれも予約は不要ですが、事前に連絡いただけだと確実です

◎ 対象地域：むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

◎ 受付時間：平日8時30分～17時15分

◎ 連絡先：むつ市消費生活センター

☎ 0175-22-1353(窓口直通)

♪ 出前講座もやってます ♪

- ・最近のサギ手口を知りたい
- ・悪質商法にだまされないためにはどうしたらいいの？…

毎月の会議での10分間、地域の高齢者の集まりで1時間など、ご希望に応じます。寸劇やクイズなどを取り入れて、高齢者にもわかりやすい内容となっています。

ぜひ、ご活用ください。

■ こんなトラブルに気をつけて！

① 訪問販売

「布団の無料点検をしています」などという業者を、安易に家に上げてしまうと、断りづらくなり、数十万円もする高額な布団リフォーム契約などをしてしまいます。

② 電話勧誘

「このままでは店を閉めなければならない…」などと、海産物セットの購入を勧めます。同情して購入してしまうと、何度も勧誘の電話が来ることがあります。

③ 訪問買取

「古い靴も何でも買い取ります」という業者を、家に呼んでしまうと、貴金属を出すまで居座られことがあります。また、非常に安値で強引に買取りされることがあります。

①～③の場合は、契約書を受け取ってから8日間は、無条件で解約できる、クーリング・オフ手続きが可能です。期間経過後も解約できる場合がありますので、諦めずに、早めに相談してください。

④ 送り付け商法

注文した覚えのない商品が届き開封すると、ボールペンが入っていた。遠方に住む子供達に確認しても、誰も心当たりがないという。

⑤ 定期購入

『お試し500円』という広告を見て、条件等は確認せずに注文した。翌月、また商品が送られて来たが、どういうことか。

送り付けられた荷物を受け取っても、ただちに処分できます。開封しても支払い義務はありません。ただし、贈答品の可能性があるので、ご注意ください。

ネット通販を含む通信販売は、クーリング・オフできません。定期購入回数に決まりがある場合は、それに従います。中途解約すると高額な違約金が発生することがあります。